

質問への回答（白石区土木センター公用車借受 令和7年5月26日告示） 5月28日受付分

	質問		回答
1	契約書：2 賃貸借期間	この契約に係る歳出予算について削減又は減額があった場合には、この契約を解除することができると思いますが、その場合、残契約期間に係る賃貸料、残損価格相当額を精算していただけますか。また、この契約が解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は受注者の損害を賠償するものとする。等の追記は可能でしょうか。	「札幌市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用ガイドライン」内の、「4 契約にあたっての留意事項」で示しているとおり、残リース相当額を精算する取扱いとしております。
2	契約書：追記	契約書に別紙を追加し一台毎の内訳、弊社契約番号等を追加することは可能でしょうか。	契約書への追記ではなく、納品書への記載でご対応願います。
3	仕様書：12メンテナンス等	公租公課の変更時でもリース料の変更は行わないとありますが、変更差額の精算は可能でしょうか。またメンテナンスは当社所定のドライバーズガイドブックによるとの追記は可能でしょうか。	公租公課の変更時でもリース料の変更は行わないため、変更差額の精算は行いません。また、仕様書への追記は行いません。
4	契約約款：第17条契約保証金の返還等	契約保証金は、賃貸借期間満了後に返還とありますが、契約締結後の返還が一般的と考えております。契約締結後の返還に時期の変更は可能でしょうか。	契約保証金の返還は、契約約款のとおり賃貸借期間満了後とします。なお、入札説明書に記載のあるとおり、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがあります。
5	契約約款：第12条 仕様書：13その他	契約約款12条では違約金、仕様書13では代車の用意とされていますが、どちらか一方でよいでしょうか。	仕様書のとおり、受注者の負担にて同等の代替車を用意した場合は、違約金は発生いたしません。